

宮城県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、担い手への農地集積・集約化を加速し、農業の競争力強化に不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現するため、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「売買支援実施要綱」という。）に基づき農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下「機構」という。）及び市町村が行う農地中間管理機構事業、遊休農地解消緊急対策事業及び機構集積協力金交付事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、当該機構及び市町村に対し、予算の範囲内において宮城県農地集積・集約化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林省令」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号。以下「農水告示」という。）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助事業者は、別表1及び2のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

3 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更若しくは補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表1及び2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 次に掲げる流用をしてはならない。
 - ア 別表1及び2の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
 - イ 別表1の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合若しくは補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を知事に報告してその指示を受けること。ただし、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって別記様式第3号の提出に代えることができる。
- (4) 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令、農林省令、農水告示、規則、実施要綱、売買支援実施要綱及びこの要綱に従わなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合、これを減じて申請しなければならない。ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した事業実施主体については、次の条件に従わなければならない。
 - ア 補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第4号により知事に報告するとともに、知事に返還しなければならない。
 - ウ イによる報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている期間、大蔵省令に定めのない財産については、農林省令別表で定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。また、知事の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。
- (8) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の3の事業に関連するものは10年間）整備保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した別記様式第5号の財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。なお、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- (9) 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (10) 市町村以外の補助事業者は、(9)により契約を締結しようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(状況報告)

第5 規則第10条の規定による報告は、規則第4条に規定する補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第7号により作成するものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。ただし、第7ただし書の規定による概

算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 知事は、第1項に定める時期のほか、補助事業の円滑な執行のため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況等について報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第8号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 補助事業者は、事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、知事が定める期限までに、別記様式第9号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は別記様式第10号によるものとする。

(補助事業の着手)

第8 補助事業は、交付決定後に着手するものとする。ただし、交付決定前に着手する必要がある場合にあつては、別記様式第11号の交付決定前着手届をあらかじめ知事に提出するものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第9 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各1部とし、補助事業を所轄する地方振興事務所長又は同事務所地域事務所長（以下「所長」という。）を経由し、所長はその写しを保管するものとする。ただし、機構にあつては、直接知事に提出するものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 11 月 17 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 8 月 25 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受けた事業について適用し、同日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受けた事業について適用し、同日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の要綱の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 8 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受けた事業について適用し、同日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

- 2 改正前の要綱の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の要綱の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受けた事業について適用し、同日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の要綱の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受けた事業について適用し、同日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の要綱の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受けた事業について適用し、同日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の要綱の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受けた事業について適用し、同日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、

は、当分の間、改正後の要綱の規定によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受けた事業について適用し、同日前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定による諸様式で取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の要綱の規定によるものとみなす。